

令和2年11月9日
文教委員会資料
指 導 課

令和2年特別区および東京都人事委員会勧告の概要について

- ・ 令和2年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（特別区人事委員会）
- ・ 令和2年人事委員会勧告等の概要（東京都人事委員会）【参考】

令和2年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

令和2年10月23日(金)

特別区人事委員会

[本年の勧告のポイント]

特別給（期末手当・勤勉手当）

年間の支給月数を0.05月引下げ（現行4.65月→4.60月）、期末手当から差し引き

- ◎ 職員の平均年間給与は、約2万円の減
- ◎ 月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

職員の給与（特別給）に関する報告・勧告

1 民間給与の調査

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、訪問によらず通信等の方法を用いて、特別給（賞与）の調査を6月29日から7月31日まで先行して実施
- ・ 月例給の調査は、感染予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日まで実施

2 職員と民間従業員との給与の比較

(1) 民間給与実態調査の内容（令和2年4月）

区分	内容
調査対象規模	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,107民間事業所を調査（調査完了710事業所）

(2) 公民比較の結果

特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.60月分	4.65月	△0.05月

3 改定の内容

(1) 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・ 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.05月引下げ
- ・ 支給月数の引下げ分については、民間の状況等を考慮し、12月の期末手当から差し引き

(2) 実施時期

- ・ 条例の公布の日

4 給与制度における課題

- ・ 期末手当については、国等の状況を考慮し、支給月数の配分を検討するとともに、支給回数について、見直しをする必要

令和2年職員の特別給に関する人事委員会勧告の概要

令和2年10月30日
東京都人事委員会

1 ポイント

特別給（賞与）は、10年ぶりの引下げ

年間支給月数を0.10月分（4.65月→4.55月）引下げ、期末手当で実施

※ 特別給以外の給与については、別途必要な報告・勧告を予定

2 職員と民間従業員の比較

(1) 比較の方法

- ・企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の都内10,910事業所を調査母集団とし、そのうち1,228事業所を無作為抽出して調査
(調査完了794事業所)
- ・民間従業員に対する直近1年間（昨年8月から本年7月まで）の賞与の支給実績を調査し、職員と比較

(2) 比較の結果

民間支給割合	職員支給月数	差
4.57月	4.65月	△0.08月

3 特別給の改定

(1) 改定の内容

- ・民間の支給割合が職員の年間支給月数を下回るため、0.10月分引下げ
(再任用職員等は0.05月分)
- ・民間の支給状況等を踏まえ、引下げは期末手当で実施

(2) 実施時期

令和2年12月支給の期末手当から実施

連絡先 東京都人事委員会事務局
任用公平部任用給与課
電話 03(5320)6941～3